

## 第IX章 4. 死亡一時金の裁定請求

加入者または運用指図者(年金受給者を含む)が死亡した場合は、請求により遺族に死亡一時金を支給します。死亡一時金を受取ることができる遺族は、「第IX章1. 給付事務の概要」で説明したとおりです。

ここでは、死亡一時金の裁定請求の具体的な手続きについて説明します。(運用指図者の死亡一時金請求の場合は、「運用指図者サービス」により遺族より直接「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へ連絡し、手続きをすることも可能です。)

### (1) 資格喪失の手続き

加入者等の死亡に伴って加入者資格あるいは運用指図者資格を喪失しますので、裁定請求手続きと併せ、資格喪失の手続きが必要となります。この手続きについては、「第IV章2-9. 資格喪失」「第VIII章4. 運用指図者死亡」で説明していますので、参照してください。

#### 注意

##### <加入者が死亡した場合>

掛金の拠出停止等(加入者資格喪失処理)が必要です。裁定請求に先立って早急に加入者資格喪失の手続きを行ってください。

##### <運用指図者が死亡した場合>

遺族より「運用指図者資格喪失届(ID 20023)」および死亡の事実を証明する書類の提出が必要です。遺族へ提出するよう案内してください。

年金受給者の場合、本人が死亡したときは直ちに年金の支給を停止する必要があります。遺族による書類の提出がすぐにできない場合であっても、死亡が判明した時点で、確定拠出年金管理部 事務担当者へ連絡してください。(遺族より「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へ連絡済の場合は不要です。)

※裁定請求には各種書類の添付が必要です。すべての書類を揃えるには時間がかかりますので、資格喪失の手続きを先に行い、裁定請求の書類は後日提出してください。

### (2) 受取人の確認

死亡一時金については、確定拠出年金法により受取人の順位が定められており、最も上の順位の遺族にのみ請求の権利があります。(上順位の遺族がいる場合、下位の遺族は受給できません。)

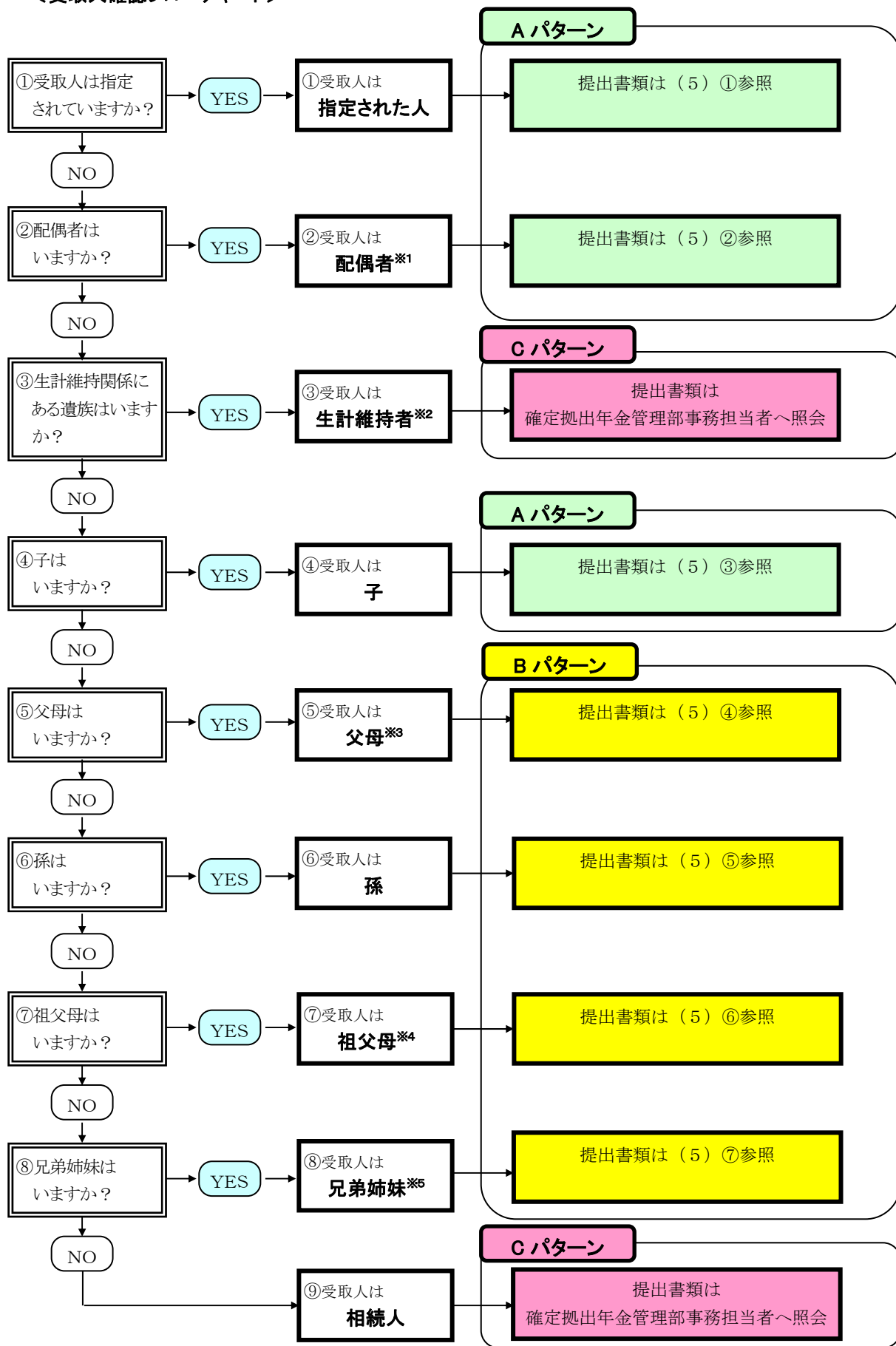
加入者または運用指図者が予め受取人を指定している場合はその指定されている受取人が死亡一時金を請求することになります。指定されていないとき、または指定された受取人が既に死亡しているときは、確定拠出年金法で定められた上順位の遺族が請求することになります。

受取人と死亡した加入者等との関係によって提出書類も異なりますので、まず、次頁のフローチャートに従って受取人を確認してください。

#### 注意

受取人が指定されているかどうか不明の場合は、確定拠出年金管理部事務担当者へ照会してください。

<受取人確認フローチャート>



- ※1 法律上の婚姻関係ではなく、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の場合は、提出書類が異なります。  
確定拠出年金管理部事務担当者へ照会してください。
- ※2 「生計維持」については、下記の「(3)生計維持関係について」を参照してください。
- ※3 養父母がいる場合は、1養父母・2実父母の順です。  
また、父母が離婚している場合も、どちらか一方にのみ生計維持の関係がある場合を除き、同順位の受取人となります。
- ※4 祖父母については、1養父母の養父母・2養父母の実父母・3実父母の養父母・4実父母の実父母の順です。
- ※5 父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の場合も同順位となります。  
また、養子縁組により兄弟姉妹の関係になった者についても同様です。

**注意**

- ・ ③※～⑨の場合、受取人が複数いるときは、その全員が同順位の受取人になります。  
その中から代表受取人を選定し、全員で請求することになります。支払は、その代表受取人に一括で、全額支給されます。(受取人が1人が複数かによって提出書類が異なります。同順位の受取人が何人いるかを予め確認してください。)  
「③※」については「第Ⅸ章1－1. 給付事務の概要」に記載のとおり、加入者等との関係によりその中でさらに順位が定められていますので、最も上の順位の受取人が複数いるときはその全員が同順位の受取人になります。
- ・ 提出書類は受取人によって以下の3パターンに分かれますので、ご注意ください。  
Aパターン:「(5)提出書類」を参照してください。  
Bパターン:代表的な提出書類のみ「(5)提出書類」に記載しています。ケースによって別途書類が必要な場合がありますので、必ず事前に確定拠出年金管理部事務担当者へ照会してください。  
Cパターン:ケースによって提出書類が異なります。確定拠出年金管理部事務担当者へ照会してください。  
※A～Cパターンとも、提出された書類を確認し、追加で書類提出が必要となる場合がありますので、予めご了承ください。また、遺族(受取人)にもその旨説明しておいてください。

**(3)生計維持関係について**

① 生計維持関係とは

生計維持関係とは、生計費の全部または一部を依存している関係をいいます。

確定拠出年金制度では、事前に受取人が指定されている場合や配偶者が受取人となる場合を除いて、加入者または運用指図者と生計維持関係のある親族が、生計維持関係のない親族よりも受取人順位が上位となります。(「第Ⅸ章1－1. 給付事務の概要」参照)

 **ポイント**

生計維持関係の有無により受取人順位が変動する場合があります。

＜例＞a. 死亡した者に配偶者がおらず子と父母がいる場合、戸籍上の順位は子が上位であっても、死亡した者との生計維持関係が子にはなく父母にあれば、父母が受取人となります。

b. 死亡者に配偶者がおらず子が3名いる場合、戸籍上の順位は3名の子が同等となりますが、生計維持関係のある子が1名ならば、その1名のみが受取人となります。

※生計維持関係がある場合はそれを証明する書類と、戸籍上その方よりも上順位・同順位にあたる方全員の「非生計維持申立書」の提出が必要です。詳細は、確定拠出年金管理部事務担当者より説明しますので、照会してください。

※給付の裁定を行うNRKでは、請求者から生計維持関係の書類が提出された場合は、生計維持関係があるもの（生計維持されていた）とみなします。

※生計維持関係の書類が提出されない場合は、生計維持関係にある者はいないとみなします。その場合、NRKでは請求者以外に戸籍上の上順位者ならびに同順位者がいないことを確認したうえで、受取人を確定することになります。

※NRKでは、生計維持関係を厚生労働省年金局長通知「生計維持関係等の認定基準および認定の取扱いについて」に準じて判断をしています。

②生計維持関係の証明

生計維持関係を証明するには以下の「生計同一要件」「収入要件」の2つの要件を満たす必要があります。

a. 生計同一要件

ア. 住民票上同一世帯に属しているとき

イ. 住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき

ウ. 住所が住民票上異なっているが、同居・家計を一にしている、または経済的な援助が行われていると認められているとき

b. 収入要件

ア. 前年の収入（前年の収入が確定しない場合は、前々年の収入）が年額850万円未満であること

イ. 前記に該当しないが、定年退職等の事情により近い将来収入が年額850万円未満となると認められること

**注意**

- ・ 生計維持関係の「生計同一要件」については、様々なケースが認められていますので、詳細は、確定拠出年金管理部事務担当者へ照会してください。
- ・ 生計維持関係にある者が受取人になるときは、加入者等との関係により提出書類が異なります。確定拠出年金管理部事務担当者へ照会してください。

**(4) 積立傷害保険商品の保有の確認**

積立傷害保険の商品を保有していて、事故・怪我により死亡した場合、予めその商品で定められているとおり上乗せ給付があります。上乗せ給付の有無は、提出された書類に基づいて保険会社が判断することになります。そのため、死亡一時金の裁定請求にあたり提出書類が異なりますので、以下の2点を確認してください。

- ・積立傷害保険商品の保有有無を確認してください。
- ・積立傷害保険商品を保有している場合は、死亡した直接の原因を確認してください。（事故・怪我による死亡か、あるいは病気・自殺による死亡かの確認が必要です。）

**注意**

- ・積立傷害保険商品の保有の有無が不明の場合は、確定拠出年金管理部事務担当者へ照会してください。
  - ・積立傷害保険商品を保有している場合は、裁定請求書の「質問」欄に回答が必要です。
  - ・積立傷害保険商品を保有していて事故・怪我により死亡した場合、損害保険会社で査定（上乗せ給付有無の確認）が行われます。査定処理の状況によっては、死亡一時金の支払が通常より遅くなることがありますので、予めご了承ください。
- ※不詳死の場合は、「事故・怪我による死亡」に含めて考えて、裁定請求書の記入および書類提出を行ってください。

**(5) 提出書類**

死亡一時金の請求にあたっては、受取人によって必要書類が異なり、提出する書類の種類も多くなっています。裁定を行うNRKが、正当な受取人からの請求であることを書類上で確認し、加入者等の大切な資産を、受給資格のある方に正確に支払うためのものですので、ご理解いただき予めご了承ください。

**注意**

戸籍謄(抄)本・印鑑証明書等については、手続きに際しての有効期限が設けられています。一部の書類のみ先に取寄せると、先に取寄せたものが有効期限切れになってしまうことがありますので、注意してください。

受取人に応じた提出書類は次頁以降のとおりです。

※注意事項に記載している「裁定請求日時点」とは「弊社が不備のない書類を受付けた日時点」のことです。

※戸籍謄(抄)本については、確認が必要な事項が1部の戸籍謄(抄)本に複数記載されている場合、複数部数の提出は不要です。

①受取人が指定されているとき

| 提出書類                                                          | 注 意 事 項                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「裁定請求書(一時金)(ID 32001)」                                        | 単式帳票(Excel版)のためお手元に控えが必要な場合は、コピー(またはPDF保管等)を取っていただくようお願いいたします。                                                                                                        |
| 受取人の印鑑証明書【原本】                                                 | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。                                                                                                                                                |
| 受取人の個人番号カード(両面)※                                              | 有効期限内のコピーを提出してください。                                                                                                                                                   |
| 加入者等(亡くなられたご本人)の個人番号カード(裏面)※                                  | コピーを提出してください。                                                                                                                                                         |
| 死亡を確認する書類(いずれか)<br>・除籍済戸籍謄(抄)本【原本】<br>・死亡診断書または死体検案書【原則として原本】 | 「除籍済戸籍謄(抄)本」は裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。<br><u>積立傷害保険の商品を保有していて、事故・怪我により死亡した場合は必ず「死亡診断書」または「死体検案書」を提出してください。</u><br>※積立傷害保険商品の保有がない場合で、受取人の戸籍謄本に加入者等の死亡の事実が記載されているときは不要です。 |
| 受取人と加入者等の関係が分かる戸籍謄本【原本】                                       | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。                                                                                                                                                |

※個人番号カードをお持ちでない場合は、以下のいずれかの書類で代替可能です。

「個人番号カード」の代替書類(裏面・・・番号確認書類、表面・・・身元確認書類)

【番号確認書類】・・・以下のいずれかの書類

- ・通知カードのコピー
- ・住民票(マイナンバー記載ありの6ヶ月以内の原本)
- ・住民票記載事項証明書(マイナンバー記載ありの6ヶ月以内の原本)

【身元確認書類】・・・以下のいずれかの書類

- ・運転免許証のコピー(有効期限内)
- ・運転経歴証明書のコピー(平成24年4月1日以降発行のものに限る)
- ・パスポートのコピー(有効期限内。住所については、所持人記入欄の現住所記入が必要。)
- ・在留カードのコピー(有効期限内)
- ・特別永住者証明書のコピー(有効期限内)
- ・住民基本台帳カードのコピー(有効期限内)

※「(6)特殊な場合の提出書類」についても適宜参照してください。

## ②配偶者が受取人のとき

| 提出書類                                          | 注 意 事 項                                                                     |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 「裁定請求書(一時金)(ID 32001)」                        | 単式帳票(Excel版)のためお手元に控えが必要な場合は、コピー(またはPDF保管等)を取っていただくようお願いいたします。              |
| 受取人の印鑑証明書【原本】                                 | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。                                                      |
| 受取人の個人番号カード(両面)※                              | 有効期限内のコピーを提出してください。                                                         |
| 加入者等(亡くなられたご本人)の個人番号カード(裏面)※                  | コピーを提出してください。                                                               |
| 除籍済戸籍謄本【原本】                                   | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。<br>※加入者等の死亡の事実および死亡時に受取人が配偶者であったことが確認できるものを提出してください。 |
| ＜積立傷害保険商品を保有しているとき＞<br>死亡診断書または死体検案書【原則として原本】 | <u>事故・怪我により死亡した場合のみ</u>                                                     |

※個人番号カードをお持ちでない場合は、以下のいずれかの書類で代替可能です。

「個人番号カード」の代替書類(裏面・・・番号確認書類、表面・・・身元確認書類)

【番号確認書類】・・・以下のいずれかの書類

- ・通知カードのコピー
- ・住民票(マイナンバー記載ありの6ヶ月以内の原本)
- ・住民票記載事項証明書(マイナンバー記載ありの6ヶ月以内の原本)

【身元確認書類】・・・以下のいずれかの書類

- ・運転免許証のコピー(有効期限内)
- ・運転経歴証明書のコピー(平成24年4月1日以降発行のものに限る)
- ・パスポートのコピー(有効期限内。住所については、所持人記入欄の現住所記入が必要。)
- ・在留カードのコピー(有効期限内)
- ・特別永住者証明書のコピー(有効期限内)
- ・住民基本台帳カードのコピー(有効期限内)

※「(6)特殊な場合の提出書類」についても適宜参照してください。

③子が受取人のとき

| 提出書類                                          | 注 意 事 項                                                                                            |
|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「裁定請求書(一時金)(ID 32001)」                        | 単式帳票(Excel版)のためお手元に控えが必要な場合は、コピー(またはPDF保管等)を取っていただくようお願いいたします。                                     |
| 受取人の印鑑証明書【原本】                                 | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。                                                                             |
| 受取人の個人番号カード(両面)※                              | 有効期限内のコピーを提出してください。<br>受取人が複数の場合は、代表受取人のみの提出です。                                                    |
| 加入者等(亡くなられたご本人)の個人番号カード(裏面)※                  | コピーを提出してください。                                                                                      |
| 加入者等の誕生時から死亡時までの戸籍謄本【原本】                      | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。<br>戸籍の改製や転籍が行われているときは、原戸籍や転籍前の戸籍謄本も必要になります。<br>※詳しくは「ポイント」および「参考」を参照してください。 |
| 受取人と加入者等の関係が分かる戸籍謄本【原本】                       | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。                                                                             |
| ＜積立傷害保険商品を保有しているとき＞<br>死亡診断書または死体検案書【原則として原本】 | <u>事故・怪我により死亡した場合のみ</u>                                                                            |
| ＜子が複数人いるとき＞<br>「代表受取人選任届(ID 32007)」           | 子全員の記入・実印(印鑑証明書の印)押印が必要です。<br><br>※単式帳票(Excel版)のためお手元に控えが必要な場合は、コピー(またはPDF保管等)を取っていただくようお願いいたします。  |
| ＜子が複数人いるとき＞<br>代表受取人以外の印鑑証明書【原本】              | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。<br>子全員の印鑑証明書が必要です。                                                          |
| ＜死亡した子がいるとき＞<br>その事実を確認できる戸籍謄(抄)本【原本】         | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。                                                                             |

※個人番号カードをお持ちでない場合は、以下のいずれかの書類で代替可能です。

**「個人番号カード」の代替書類(裏面・・・番号確認書類、表面・・・身元確認書類)**

**【番号確認書類】**・・・以下のいずれかの書類

- ・通知カードのコピー
- ・住民票(マイナンバー記載ありの6ヶ月以内の原本)
- ・住民票記載事項証明書(マイナンバー記載ありの6ヶ月以内の原本)

**【身元確認書類】**・・・以下のいずれかの書類

- ・運転免許証のコピー(有効期限内)
- ・運転経歴証明書のコピー(平成24年4月1日以降発行のものに限る)
- ・パスポートのコピー(有効期限内。住所については、所持人記入欄の現住所記入が必要。)
- ・在留カードのコピー(有効期限内)
- ・特別永住者証明書のコピー(有効期限内)
- ・住民基本台帳カードのコピー(有効期限内)

※「(6) 特殊な場合の提出書類」についても適宜参照してください。

第IX章 4. 死亡一時金の裁定請求

④父母が受取人のとき

| 提出書類                                          | 注 意 事 項                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「裁定請求書(一時金)(ID 32001)」                        | 単式帳票(Excel版)のためお手元に控えが必要な場合は、コピー(またはPDF保管等)を取っていただくようお願いいたします。                                                                                                                    |
| 受取人の印鑑証明書【原本】                                 | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。                                                                                                                                                            |
| 受取人の個人番号カード(両面)※                              | 有効期限内のコピーを提出してください。<br>受取人が複数の場合は、代表受取人のみの提出です。                                                                                                                                   |
| 加入者等(亡くなられたご本人)の個人番号カード(裏面)※                  | コピーを提出してください。                                                                                                                                                                     |
| 加入者等の誕生時から死亡時までの戸籍謄本【原本】                      | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。<br>※戸籍の改製や転籍が行われているときは、原戸籍や転籍前の戸籍謄本も必要になります。<br>※詳しくは「ポイント」および「参考」を参照してください。                                                                               |
| 受取人と加入者等の関係が分かる戸籍謄本【原本】                       | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。                                                                                                                                                            |
| ＜積立傷害保険商品を保有しているとき＞<br>死亡診断書または死体検案書【原則として原本】 | <u>事故・怪我により死亡した場合のみ</u>                                                                                                                                                           |
| ＜父母とも健在のとき＞<br>「代表受取人選任届(ID 32007)」           | 父母の記入・実印(印鑑証明書の印)押印が必要です。<br>※父母が離婚している場合も、一方のみに生計維持関係がある場合を除き同順位の受取人になりますので、「代表受取人選任届(ID 32007)」の提出が必要です。<br><br>※単式帳票(Excel版)のためお手元に控えが必要な場合は、コピー(またはPDF保管等)を取っていただくようお願いいたします。 |
| ＜父母とも健在のとき＞<br>代表受取人以外の印鑑証明書【原本】              | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。                                                                                                                                                            |
| ＜父母の一方が死亡しているとき＞<br>その事実を確認できる戸籍謄(抄)本【原本】     | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。                                                                                                                                                            |
| ＜死亡した子がいるとき＞<br>その事実を確認できる戸籍謄(抄)本【原本】         | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。                                                                                                                                                            |

※個人番号カードをお持ちでない場合は、以下のいずれかの書類で代替可能です。

**「個人番号カード」の代替書類(裏面・・・番号確認書類、表面・・・身元確認書類)**

**【番号確認書類】**・・・以下のいずれかの書類

- ・通知カードのコピー
- ・住民票(マイナンバー記載ありの6ヶ月以内の原本)
- ・住民票記載事項証明書(マイナンバー記載ありの6ヶ月以内の原本)

**【身元確認書類】**・・・以下のいずれかの書類

- ・運転免許証のコピー(有効期限内)
- ・運転経歴証明書のコピー(平成24年4月1日以降発行のものに限る)
- ・パスポートのコピー(有効期限内。住所については、所持人記入欄の現住所記入が必要。)
- ・在留カードのコピー(有効期限内)
- ・特別永住者証明書のコピー(有効期限内)
- ・住民基本台帳カードのコピー(有効期限内)

※「(6)特殊な場合の提出書類」についても適宜参照してください。

※代表的な書類を記載していますが、ケースによって他にも書類が必要な場合がありますので、事前に、  
確定拠出年金管理部事務担当者へ照会してください。

⑤孫が受取人のとき

| 提出書類                                          | 注 意 事 項                                                                                            |
|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「裁定請求書(一時金)(ID 32001)」                        | 単式帳票(Excel版)のためお手元に控えが必要な場合は、コピー(またはPDF保管等)を取っていただくようお願いいたします。                                     |
| 受取人の印鑑証明書【原本】                                 | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。                                                                             |
| 受取人の個人番号カード(両面)※                              | 有効期限内のコピーを提出してください。<br>受取人が複数の場合は、代表受取人のみの提出です。                                                    |
| 加入者等(亡くなられたご本人)の個人番号カード(裏面)※                  | コピーを提出してください。                                                                                      |
| 加入者等の誕生時から死亡時までの戸籍謄本【原本】                      | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。<br>戸籍の改製や転籍が行われているときは、原戸籍や転籍前の戸籍謄本も必要になります。<br>※詳しくは「ポイント」および「参考」を参照してください。 |
| 受取人と加入者等の関係が分かる戸籍謄本【原本】                       | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。<br>加入者等本人一子、子一孫の関係を確認できる戸籍謄本が必要です。                                          |
| 子全員の誕生時から死亡時までの戸籍謄本(孫の親以外の子も含め全員分)【原本】        | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。<br>戸籍の改製や転籍が行われているときは、原戸籍や転籍前の戸籍謄本も必要になります。<br>※詳しくは「ポイント」および「参考」を参照してください。 |
| 父母が死亡していることを確認できる戸籍謄(抄)本【原本】                  | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。                                                                             |
| ＜積立傷害保険商品を保有しているとき＞<br>死亡診断書または死体検案書【原則として原本】 | <u>事故・怪我により死亡した場合のみ</u>                                                                            |
| ＜孫が複数人いるとき＞<br>「代表受取人選任届(ID 32007)」           | 孫全員の記入・実印(印鑑証明書の印)押印が必要です。<br><br>※単式帳票(Excel版)のためお手元に控えが必要な場合は、コピー(またはPDF保管等)を取っていただくようお願いいたします。  |
| ＜孫が複数人いるとき＞<br>代表受取人以外の印鑑証明書【原本】              | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。<br>孫全員の印鑑証明書が必要です。                                                          |
| ＜死亡した孫がいるとき＞<br>その事実を確認できる戸籍謄(抄)本【原本】         | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。                                                                             |

※個人番号カードをお持ちでない場合は、以下のいずれかの書類で代替可能です。

**「個人番号カード」の代替書類(裏面・・・番号確認書類、表面・・・身元確認書類)**

**【番号確認書類】**・・・以下のいずれかの書類

- ・通知カードのコピー
- ・住民票(マイナンバー記載ありの6ヶ月以内の原本)
- ・住民票記載事項証明書(マイナンバー記載ありの6ヶ月以内の原本)

**【身元確認書類】**・・・以下のいずれかの書類

- ・運転免許証のコピー(有効期限内)
- ・運転経歴証明書のコピー(平成24年4月1日以降発行のものに限る)
- ・パスポートのコピー(有効期限内。住所については、所持人記入欄の現住所記入が必要。)
- ・在留カードのコピー(有効期限内)
- ・特別永住者証明書のコピー(有効期限内)
- ・住民基本台帳カードのコピー(有効期限内)

※「(6) 特殊な場合の提出書類」についても適宜参照してください。

※代表的な書類を記載していますが、ケースによって他にも書類が必要な場合がありますので、事前に、  
確定拠出年金管理部事務担当者へ照会してください。

⑥祖父母が受取人のとき

| 提出書類                                          | 注 意 事 項                                                                                                   |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「裁定請求書(一時金)(ID 32001)」                        | 単式帳票(Excel版)のためお手元に控えが必要な場合は、コピー(またはPDF保管等)を取っていただくようお願いいたします。                                            |
| 受取人の印鑑証明書【原本】                                 | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。                                                                                    |
| 受取人の個人番号カード(両面)※                              | 有効期限内のコピーを提出してください。<br>受取人が複数の場合は、代表受取人のみの提出です。                                                           |
| 加入者等(亡くなられたご本人)の個人番号カード(裏面)※                  | コピーを提出してください。                                                                                             |
| 加入者等の誕生時から死亡時までの戸籍謄本【原本】                      | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。<br>戸籍の改製や転籍が行われているときは、原戸籍や転籍前の戸籍謄本も必要になります。<br>※詳しくは「ポイント」および「参考」を参照してください。        |
| 受取人と加入者等の関係が分かる戸籍謄本【原本】                       | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。<br>加入者等本人－父母、父母－祖父母の関係を確認できる戸籍謄本が必要です。                                             |
| 父母が死亡していることを確認できる戸籍謄(抄)本【原本】                  | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。                                                                                    |
| ＜積立傷害保険商品を保有しているとき＞<br>死亡診断書または死体検案書【原則として原本】 | <u>事故・怪我により死亡した場合のみ</u>                                                                                   |
| ＜祖父母が複数人健在のとき＞<br>「代表受取人選任届(ID 32007)」        | 父方・母方の祖父母全員の記入・実印(印鑑証明書の印)押印が必要です。<br><br>※単式帳票(Excel版)のためお手元に控えが必要な場合は、コピー(またはPDF保管等)を取っていただくようお願いいたします。 |
| ＜祖父母が複数人健在のとき＞<br>代表受取人以外の印鑑証明書【原本】           | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。<br>祖父母全員の印鑑証明書が必要です。                                                               |
| ＜死亡した祖父母がいるとき＞<br>その事実を確認できる戸籍謄(抄)本【原本】       | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。                                                                                    |
| ＜死亡した子・孫がいるとき＞<br>その事実を確認できる戸籍謄(抄)本【原本】       | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。                                                                                    |

※個人番号カードをお持ちでない場合は、以下のいずれかの書類で代替可能です。

**「個人番号カード」の代替書類(裏面・・・番号確認書類、表面・・・身元確認書類)**

**【番号確認書類】**・・・以下のいずれかの書類

- ・通知カードのコピー
- ・住民票(マイナンバー記載ありの6ヶ月以内の原本)
- ・住民票記載事項証明書(マイナンバー記載ありの6ヶ月以内の原本)

**【身元確認書類】**・・・以下のいずれかの書類

- ・運転免許証のコピー(有効期限内)
- ・運転経歴証明書のコピー(平成24年4月1日以降発行のものに限る)
- ・パスポートのコピー(有効期限内。住所については、所持人記入欄の現住所記入が必要。)
- ・在留カードのコピー(有効期限内)
- ・特別永住者証明書のコピー(有効期限内)
- ・住民基本台帳カードのコピー(有効期限内)

※次の「(6)特殊な場合の提出書類」についても適宜参照してください。

※代表的な書類を記載していますが、ケースによって他にも書類が必要な場合がありますので、事前に、  
確定拠出年金管理部事務担当者へ照会してください。

⑦兄弟姉妹が受取人のとき

| 提出書類                                          | 注 意 事 項                                                                                              |
|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「裁定請求書(一時金)(ID 32001)」                        | 単式帳票(Excel版)のためお手元に控えが必要な場合は、コピー(またはPDF保管等)を取っていただくようお願いいたします。                                       |
| 受取人の印鑑証明書【原本】                                 | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。                                                                               |
| 受取人の個人番号カード(両面)※                              | 有効期限内のコピーを提出してください。<br>受取人が複数の場合は、代表受取人のみの提出です。                                                      |
| 加入者等(亡くなられたご本人)の個人番号カード(裏面)※                  | コピーを提出してください。                                                                                        |
| 加入者等の誕生時から死亡時までの戸籍謄本【原本】                      | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。<br>戸籍の改製や転籍が行われているときは、原戸籍や転籍前の戸籍謄本も必要になります。<br>※詳しくは「ポイント」および「参考」を参照してください。   |
| 父母の誕生時から死亡時までの戸籍謄本【原本】                        | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。<br>戸籍の改製や転籍が行われているときは、原戸籍や転籍前の戸籍謄本も必要になります。<br>※詳しくは「ポイント」および「参考」を参照してください。   |
| 受取人と加入者等の関係が分かる戸籍謄本【原本】                       | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。                                                                               |
| 祖父母の死亡の事実を確認できる戸籍謄(抄)本【原本】                    | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。<br>※父方・母方の祖父母全員について確認が必要です。                                                   |
| ＜積立傷害保険商品を保有しているとき＞<br>死亡診断書または死体検案書【原則として原本】 | <u>事故・怪我により死亡した場合のみ</u>                                                                              |
| ＜兄弟姉妹が複数人いるとき＞<br>「代表受取人選任届(ID 32007)」        | 兄弟姉妹全員の記入・実印(印鑑証明書の印)押印が必要です。<br><br>※単式帳票(Excel版)のためお手元に控えが必要な場合は、コピー(またはPDF保管等)を取っていただくようお願いいたします。 |
| ＜兄弟姉妹が複数人いるとき＞<br>代表受取人以外の印鑑証明書【原本】           | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。<br>兄弟姉妹全員の印鑑証明書が必要です。                                                         |
| ＜死亡した兄弟姉妹がいるとき＞<br>その事実を確認できる戸籍謄(抄)本【原本】      | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。                                                                               |
| ＜死亡した子・孫がいるとき＞<br>その事実を確認できる戸籍謄(抄)本【原本】       | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。                                                                               |

※個人番号カードをお持ちでない場合は、以下のいずれかの書類で代替可能です。

**「個人番号カード」の代替書類(裏面・・・番号確認書類、表面・・・身元確認書類)**

**【番号確認書類】**・・・以下のいずれかの書類

- ・通知カードのコピー
- ・住民票(マイナンバー記載ありの6ヶ月以内の原本)
- ・住民票記載事項証明書(マイナンバー記載ありの6ヶ月以内の原本)

**【身元確認書類】**・・・以下のいずれかの書類

- ・運転免許証のコピー(有効期限内)
- ・運転経歴証明書のコピー(平成24年4月1日以降発行のものに限る)
- ・パスポートのコピー(有効期限内。住所については、所持人記入欄の現住所記入が必要。)
- ・在留カードのコピー(有効期限内)
- ・特別永住者証明書のコピー(有効期限内)
- ・住民基本台帳カードのコピー(有効期限内)

※次の「(6) 特殊な場合の提出書類」についても適宜参照してください。

※代表的な書類を記載していますが、ケースによって他にも書類が必要な場合がありますので、事前に、確定拠出年金管理部事務担当者へ照会してください。

### ポイント

- ・ 戸籍には、生まれてから亡くなるまでの親族関係や婚姻関係の変遷が記載されています。  
ただし、婚姻などで新しい戸籍が作られたり、法律の改正で戸籍が改製（書換え）されたりすることがあるため、1つの戸籍に全ての内容が記載されるわけではありません。
- ・ 戸籍謄本の提出については、死亡の事実あるいは加入者等と受取人の関係のみ確認できればよい場合と、他に先順位・同順位の受取人がいないことを確認するために、誕生時から死亡時まで全て必要になる場合があります。
- ・ 誕生時から死亡時までの戸籍が全て必要な場合、概ね戸籍謄本が複数部にわたることになります。婚姻や離婚により本籍を移している場合や転籍をしている場合は、その前後の戸籍謄本も必要になります。また、戸籍の改製が行われているときは、現在の戸籍だけでなく改製前の原戸籍（改製原戸籍）も必要になります。
- ・ 転籍前の戸籍・改製前の戸籍謄本が必要になるのは、転籍あるいは改製の時点で除籍になっている人については、転籍後・改製後の戸籍には記載されず、確認ができないためです。

<例>

現在の戸籍は平成9年に改製

本人 : 平成21年死亡

配偶者 : 平成15年に死亡 ⇒ 現在の戸籍に死亡による除籍の記載あり

子 : 長女 平成5年に結婚 ⇒ 現在の戸籍には記載なし

次女 平成11年に結婚 ⇒ 現在の戸籍に婚姻による除籍の記載あり

長男 未婚 ⇒ 現在の戸籍に記載あり

※ 現在の戸籍だけでは子全員の存在を確認できない（改製原戸籍まで取寄せしないと長女については記載されていない）ということになります。

### 戸籍の改製について

大きく分けて以下の2つがあります。

#### 1. 昭和の改製（昭和32年の法務省令による改製）

「家」を1つの単位とした構成から「夫婦と同氏の子」を単位とした構成へ改められました。

#### 2. 平成の改製（平成6年の法務省令による改製）

紙で管理する戸籍から、コンピュータで記録する戸籍へ変更できるようになりました。

また、書式も縦書きから横書きとなり、文章形式から項目形式に変更されました。

紙で管理されている場合は「戸籍謄本・抄本」、コンピュータで管理されている場合は「戸籍全部事項証明書・個人事項証明書」といいます。（提出書類には「戸籍謄本」と記載していますが、「全部事項証明書」のこともあります。）なお、「謄本」「全部事項証明書」は戸籍に記載されている全員を証明するもの、「抄本」「個人事項証明書」は一部の方を証明するものになりますが、死亡一時金の請求にあたっては、後から追加で必要になることを防ぐためにも、できるだけ「謄本」「全部事項証明書」の取寄せをお勧めします。

※改製作業は自治体ごとに行われますので、まだコンピュータ化していない（平成の改製原戸籍がない）自治体もあります。

 参考

＜誕生時から死亡時までの戸籍謄本の取寄せの仕方＞

新しい戸籍から古い戸籍へ遡っていく方法が一般的です。

1. 現在の本籍地へ請求

戸籍謄本の最初の部分に「改製」の記載がないか確認してください。「〇年〇月〇日改製」という記述があるときは、改製前の戸籍がありますので、同じ本籍地に「改製原戸籍」を請求してください。「改製につき消除」の記載があれば「改製原戸籍」になります。

現在の本籍地で誕生時まで遡れなかった場合は、「2」へ進みます。

2. 1つ前の本籍地へ請求

・婚姻や離婚で本籍を移している場合

現在の戸籍の該当者の欄に「婚姻(離婚)届出〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地△△戸籍から入籍」という記載があるはずです。これは「婚姻(離婚)によって婚姻(離婚)届出〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地の筆頭者△△の戸籍から移ってきたことを表しています。次は婚姻(離婚)前の本籍地へ請求します。(その人によって「除籍謄本」「戸籍謄本」「改製原戸籍謄本」のことがあります。)

・転籍で本籍を移している場合

戸籍の最初の方に「〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地から転籍届出」という記載があるはずです。これは「転籍によって〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地(筆頭者は同じ人)から戸籍を移してきた」ということを表しています。次は転籍前の本籍地へ請求します。

※取寄せした戸籍に「改製」の記載がある場合は、「1」のとおりその同じ本籍地に「改製原戸籍」を請求します。

3. 更に前の本籍地へ請求

誕生時の戸籍に遡れるまで、「2」の手順を繰り返します。

※戸籍に記載される文言は一例を挙げましたが、同様の内容の記載をご確認ください。

 具体的な請求の仕方については、「誕生時から死亡時までの戸籍謄本を取寄せしたい」旨説明して、市役所等の担当課で相談してください。

<例> 年金太郎の誕生時～死亡時の戸籍の取寄せ

取寄せた戸籍謄本のア:最初の部分とイ:加入者等本人についての記載部分から戸籍の記載期間を確認し、誕生時から死亡時までの期間を連続して取寄せしてください。

①戸籍の記載期間

平成15年11月3日～平成21年7月28日

①

**ア** 【改製日】平成15年11月3日

**イ**

**ア:本人についての記載期間**  
**イ:最初の部分の記載期間**  
が、その本人についての戸籍の記載期間になります。

【出生日】昭和36年8月8日

【死亡日】平成21年7月28日

| (2の1) 全部事項証明 |                                                                                      |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 本籍地          | 東京都千代田区△△ ○丁目○番地                                                                     |
| 氏名           | 年金 太郎                                                                                |
| 戸籍事項         | 【改製日】平成15年11月3日                                                                      |
| 戸籍改製         | 【改製事由】平成6年法務省第51号附則第2条第1項による改製                                                       |
| 戸籍に記載されている者  | 【名】太郎                                                                                |
| 除籍           | 【生年月日】昭和36年8月8日<br>【父】年金 一郎<br>【母】年金 住子<br>【続柄】長男                                    |
| 身分事項         | 【出生日】昭和36年8月8日                                                                       |
| 出生           | 【出生地】東京都台東区<br>【届出日】昭和36年8月10日<br>【届出人】父                                             |
| 婚姻           | 【婚姻日】昭和62年11月7日<br>【配偶者氏名】信託 星子<br>【従前戸籍】東京都台東区△△ ○-○-○ 年金 一郎                        |
| 死亡           | 【死亡日】平成21年7月28日<br>【死亡時分】午後11時30分<br>【死亡地】東京都千代田区<br>【届出日】平成21年7月30日<br>【届出人】親族 年金花子 |
| 戸籍に記載されている者  | 【名】星子                                                                                |
| 身分事項         | 【生年月日】昭和38年10月9日                                                                     |
| 出生           | 【父】信託 託男<br>【母】信託 空子<br>【続柄】長女                                                       |
| 婚姻           | 【出生日】昭和38年10月9日<br>【出生地】埼玉県大宮市<br>【届出日】昭和38年10月12日<br>【届出人】父                         |
| 婚姻           | 【婚姻日】昭和62年11月7日<br>【配偶者氏名】年金 太郎<br>【従前戸籍】埼玉県大宮市△△ ○-○-○ 信託 託男                        |

発行番号 以下次頁

→ 同じ本籍地の改製原戸籍を取寄せ ➡ 次頁②へ

②戸籍の記載期間

昭和62年11月7日～平成15年11月3日

昭和参拾六年八月八日…出生  
…昭和六拾貳年拾壹月七日信託星子と  
婚姻届出東京都台東区△△〇丁目〇番  
地年金一郎戸籍より入籍

ア:本人についての記載期間≦イ:最初の部分の記載期間  
が、その本人についての戸籍の記載期間になります。

婚姻の届出により昭和六拾貳年  
拾壹月七日夫婦につき本戸籍編製

改製原戸籍  
…改製につき平成拾五年拾壹月参日消除

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |   |       |       |    |       |       |            |   |    |       |       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-------|-------|----|-------|-------|------------|---|----|-------|-------|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成六年法務省令第五十一号附則第一一条第一項による改製につき平成拾五年拾壹月参日消除</p> <p>改製原戸籍</p> <p>籍本<br/>東京都千代田区△△〇丁目〇番地</p> <p>婚姻の届出により昭和六拾貳年拾壹月七日夫婦<br/>につき本戸籍編製</p> <p>名氏<br/>年金 太郎</p> </div>                                                                                                        |   |       |       |    |       |       |            |   |    |       |       |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>昭和参拾六年八月八日東京都台東区△△〇丁目〇番地で出生父年金<br/>一郎同月拾日受附入籍</p> <p>昭和六拾貳年拾壹月七日信託星子と婚姻届出東京都台東区△△〇丁<br/>目〇番地年金一郎戸籍より入籍</p> <p>昭和参拾八年拾月九日埼玉県大宮市△△〇丁目〇番地で出生父信託<br/>託男届出同月拾貳日受附入籍</p> <p>昭和六拾貳年拾壹月七日年金太郎と婚姻届出埼玉県大宮市△△〇丁<br/>目〇番地信託託男戸籍より入籍</p> <p>平成貳年五月七日東京都千代田区で出生同月拾日父届出入籍</p> </div> |   |       |       |    |       |       |            |   |    |       |       |
| 生                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 出 | 母     | 父     | 妻  | 母     | 父     | 生          | 出 | 夫  | 母     | 父     |
| 平成貳年五月七日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |   | 年金 星子 | 年金 太郎 | 星子 | 信託 空子 | 信託 託男 | 昭和参拾六年八月八日 |   | 太郎 | 年金 住子 | 年金 一郎 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |   | 女     | 長     |    | 女     | 長     |            |   | 男  | 長     |       |

東京都台東区△△〇丁目〇番地を本籍地とする  
父:年金一郎が筆頭者の戸籍(除籍)謄本を取寄せ

⇒ 次頁③へ

③戸籍の記載期間

昭和36年8月8日～昭和62年11月7日

昭和参拾六年八月八日東京都台東区  
△△〇丁目〇番地で出生…  
昭和六拾貳年拾壹月七日信託星子と  
婚姻届出…新戸籍編製につき除籍

ア:本人についての記載期間≦イ:最初の部分の記載期間  
が、その本人についての戸籍の記載期間になります。

除籍  
…昭和参拾五年拾月五日夫婦につき本戸籍編製  
平成九年貳月拾壹日消除

3

イ

ア

この謄本は、除籍の原本と相違ないことを証明する。  
平成〇〇年〇月〇日  
東京都台東区長

職印

| 除籍                                                  |                  |
|-----------------------------------------------------|------------------|
| 本籍                                                  | 東京都台東区△△〇丁目〇番地   |
| 氏名                                                  | 年金一郎             |
| 婚姻の届出により昭和参拾五年拾月五日夫婦につき本戸籍編製印                       |                  |
| 平成九年貳月拾壹日消除印                                        |                  |
| 昭和拾壹年六月八日東京都台東区△△〇丁目〇番地で出生父年金山太郎同月拾日受附入籍印           | 父 年金山太郎 二男       |
| 昭和参拾五年拾月五日確定住子と婚姻届出東京都台東区△△〇丁目〇番地年金山太郎戸籍より入籍印       | 母 年金たえ           |
| 平成参拾年拾月五日午後拾時拾分東京都台東区で死亡同月六日親族年金住子届出除籍印             | 夫 郎              |
| 昭和拾五年拾月六日東京都北区△△〇丁目〇番地で出生父確定年男届出同月拾壹日受附入籍           | 父 確定年男 三男        |
| 昭和参拾五年拾月五日年金一郎と婚姻届出東京都北区△△〇丁目〇番地確定年男戸籍より入籍印         | 母 確定金子 女         |
| 平成参拾年拾月五日夫死亡印                                       | 妻 住子             |
| 平成九年貳月拾日午後九時拾八分東京都台東区で死亡同月拾参日親族年金太郎届出除籍印            | 父 昭和拾五年拾月六日      |
| 昭和参拾六年八月八日東京都台東区△△〇丁目〇番地で出生父年金一郎同月拾日受附入籍印           | 母 年金住子 長男        |
| 昭和六拾貳年拾壹月七日信託星子と婚姻届出東京都千代田区△△〇丁目〇番地に夫の氏の新戸籍編製につき除籍印 | 出生 昭和参拾六年八月八日 太郎 |

**(6) 特殊な場合の提出書類**

## ① 受取人が改姓している場合

受取人が婚姻・養子縁組等により改姓している場合、正当な受取人からの請求であることを確認するため、その改姓の事実を確認できる戸籍謄(抄)本が必要です。提出された戸籍謄(抄)本だけで改姓の事実を確認できない場合は追加で改姓前後の戸籍謄(抄)本の取寄せを依頼することがあります。

＜例＞本人：東京 太郎

長女：東京 花子 ⇒大阪 花子(養子縁組) ⇒奈良 花子(婚姻)

この場合、受取人「奈良 花子」が「東京 花子」と同一人物であることの確認が必要になります。

「東京 太郎」の誕生時から死亡時までの戸籍謄本では、長女が養子縁組により「大阪 花子」になったことは確認できますが、婚姻により「奈良 花子」になったことは確認できません。そのため、「大阪 花子」⇒「奈良 花子」の改姓を確認できる戸籍謄(抄)本が必要です。

## ② 加入者等または受取人が外国籍の場合

確定拠出年金管理部事務担当者へ照会してください。

## ③ 加入者等または受取人が非居住者の場合

確定拠出年金管理部事務担当者へ照会してください。

④受取人本人が請求できない場合

a. 法定代理人等による代理請求(受取人が未成年の場合を含む)

未成年または成年被後見人の法定代理人および保佐人、補助人または任意後見人(以下法定代理人等といいます)が、受取人に代わって裁定請求を行う代理請求の場合は、受取人が裁定請求を行う際の提出書類に加えて、以下の書類が必要になります。

| 提出書類                                         | 注意事項                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法定代理人等の証明書類<br>(受取人が未成年の場合は、代理人との関係がわかる公的書類) | 登記事項証明書、選任届、戸籍謄本(受取人が未成年の場合)、世帯全員の住民票(受取人が未成年の場合)等のいずれかとなります。<br>※戸籍謄本・住民票等については、裁定請求日時点で発行日より3ヶ月以内の原本が必要です。<br>※法定代理人等は法律により代理権を有すると定められているため、受取人の意思確認済とみなします。したがって受取人の印鑑証明書ならびにその押印(裁定請求書)は不要です。 |
| 法定代理人等の印鑑証明書【原本】                             | 裁定請求日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。                                                                                                                                                                             |
| 法定代理人等の個人番号カード(表面)※                          | 裁定請求日時点で有効期限内のコピーを提出してください。                                                                                                                                                                        |

※法定代理人等の個人番号カード(表面)を提出いただく代わりに、受取人の個人番号カード(表面)の提出は不要となります。

※個人番号カード(表面)をお持ちでない場合は、以下のいずれかの書類で代替可能です。

「個人番号カード」の代替書類(表面・・・身元確認書類)

【身元確認書類】・・・以下のいずれかの書類

- ・運転免許証のコピー(有効期限内)
- ・運転経歴証明書のコピー(平成24年4月1日以降発行のものに限る)
- ・パスポートのコピー(有効期限内。住所については、所持人記入欄の現住所記入が必要。)
- ・在留カードのコピー(有効期限内)
- ・特別永住者証明書のコピー(有効期限内)
- ・住民基本台帳カードのコピー(有効期限内)

## b. 意思確認ができない場合の代理請求

受取人の意思確認ができず、法定代理人等が定められていない場合は、給付の裁定を行うNRKがその理由を確認したうえで、受取人と同居または生計を一にしている受取人の配偶者または3親等内の親族からの請求に限り、受取人の意思確認済とみなし、代理請求を可能としています。

事前にNRKへ代理請求の可否を確認しますので、確定拠出年金管理部事務担当者へ相談してください。必要書類については、その際に案内します。

 受取人の所在不明により本人の意思確認ができない場合については、代理請求の事由には該当しません。受取人本人からの請求が必要です。

## c. 代理記入

受取人が怪我などにより裁定請求書に記入できない場合は、給付の裁定を行うNRKがその理由を確認したうえで、受取人の印鑑証明書ならびに裁定請求書への押印をもって受取人の意思確認とみなし、配偶者または3親等内の親族による代理記入を可能としています。事前にNRKへ代理記入の可否を確認しますので、確定拠出年金管理部事務担当者へ相談してください。必要書類については、その際に案内します。

**注意**

- ・a～c の場合とも、「裁定請求書(一時金)(ID 32001)」の「親権者、後見人又は代理人」欄に代理人氏名の記入・実印押印、代理人の印鑑証明書の添付が必要になります。
- ・a～c の場合とも、死亡一時金の送金口座は受取人本人の口座に限ります。

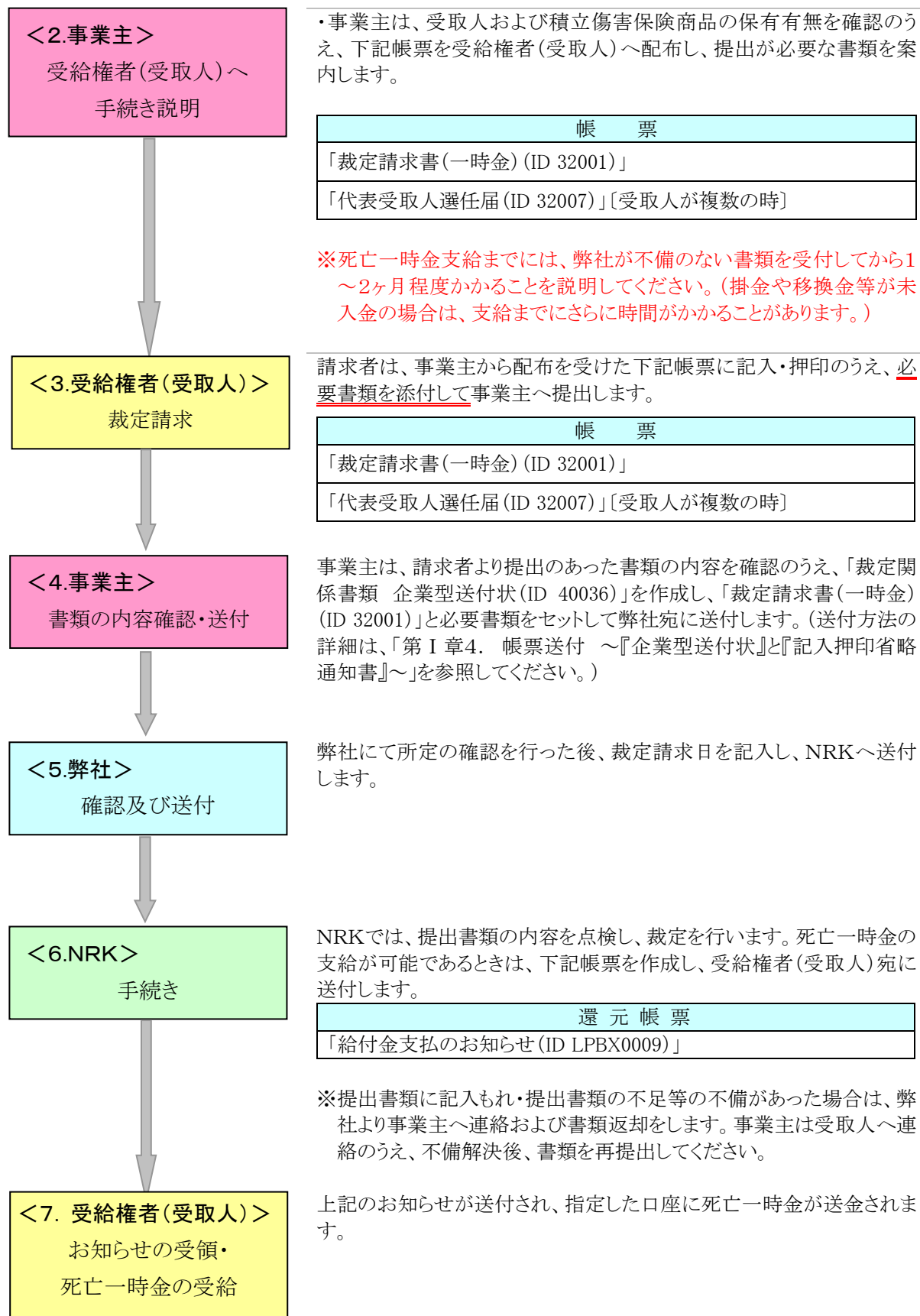
## (7)事務手続きの流れ

**<1.事業主>**  
資格喪失手続き

事業主は、加入者が死亡した場合は自ら資格喪失の手続きを行い、運用指図者が死亡した場合は、遺族へ資格喪失手続きについて案内します。(詳細は、「第IV章2－9. 資格喪失」または「第VIII章4. 運用指図者死亡」を参照してください。)

※制度移換金を分割移換中の場合は、「制度移換金通知書(ID 34001)」を提出し、最終回までの制度移換金を資格喪失日の翌月末までに一括で入金してください。

※運用指図者が死亡した場合は、死亡が判明した時点で確定拠出年金管理部事務担当者へ連絡してください。



## (8) 裁定請求書・代表受取人選任届記入見本

## ①「裁定請求書(一時金)ID 32001)」

32001 確定拠出年金 裁定請求書(一時金)

記入上の注意  
● 訂正がある場合は、訂正欄に記入してください。  
● 本欄は、訂正欄に記入しない限り、訂正はできません。

書類の記入日を記入してください。

記入不要です。

この欄のみ事業主による訂正が可能です。

加入者等本人の氏名を記入してください。

印鑑証明書と同じ字体で記入してください。  
例: 印鑑証明書…「澤田」  
記入…「澤田」○  
…「沢田」×  
カナは送金先の口座名義と一致しているか確認してください。

「死亡一時金」にチェックしてください。

加入者等本人から見た受取人の続柄を記入してください。

「(6)④受取人本人が請求できない場合に該当するときは、代理人が記名・実印押印してください。

印鑑証明書と同じ住所を記入してください。

電話番号も記入してください。

受取人本人の口座(国内口座)を記入してください。海外送金はできません。  
※金融機関名・支店名は最新の名称を確認のうえ記入してください。  
※7桁未満の時は右づめで記入してください。

積立傷害保険商品を保有している場合は必ず記入してください。

記入内容を訂正する場合は、二重線で抹消し、受取人氏名欄の印で訂正印を押印してください。

私は、下記の裁定事由に基づき、給付金の裁定を請求いたします。  
本請求を行うにあたり、運営管理機関、日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社(以下、「NRK」)および運用商品販売会社がお支払い業務に必要な範囲で個人情報を利用することに同意いたします。  
また、税務帳票作成業務のために私の個人番号を添付資料のとおり申告し、資産管理機関およびNRKが個人番号を税務帳票作成業務に使用することに同意いたします。  
(注) 障害一時金、企業型脱退一時金除く。死亡一時金および個人型脱退一時金は、裁定完了後

裁定事由 請求する給付金に該当する裁定事由を選択ください。  
裁定事由 ※ ☐ 老齢給付金(一時金) ☐ 障害給付金(一時金) ☒ 死亡一時金(注4)

受取人 氏名 ※ 年金 花子 (姓) (名) ハナコ  
受取人住所 ※ 東京都千代田区丸の内△-△-△  
送金先 金融機関がゆうちょ銀行のどちらか一方を選択して記入ください。なお、貯蓄預金は指定できません。  
金融機関 ※ 三井住友信託 東京中央  
ゆうちょ銀行 口座名義人 受取人氏名  
老齢給付金(一時金)を請求の場合  
「退職所得の受給に関する申告書」を提出しない場合は、右のチェックボックスにチェックを入れて下さい。  
死亡一時金をご請求する場合で、損害保険会社の「積立傷害保険」をご購入の方は下記質問にお答えください。  
質問1 死亡に至った原因についてお答えください。 ①病気 ②事故・怪我  
質問2 事故・怪我と回答した方は、事故日もご記入ください。 事故日: 20 年 月 日

※単式帳票(Excel版)のためお手元に控えが必要な場合は、コピー(またはPDF保管等)を取っていただくようお願いいたします。

※送金口座の記入誤りにより送金不能になった場合、新たに書面で正当な口座の通知を受けた後、再送金することになりますので、着金が遅れます。金融機関の合併等により金融機関名・支店名が変更になっている場合などもありますので、確認のうえ正確に記入してください。

②「代表受取人選任届(ID 32007)」

書類の記入日を記入してください。

この欄のみ事業主による訂正が可能です。

代表受取人が記入および実印を押印してください。訂正がある場合は代表受取人の実印で訂正印を押印してください。

加入者等本人の氏名を記入してください。

「(6)④受取人本人が請求できない場合」に該当するときは、代理人が記名・実印押印してください。

印鑑証明書と同じ住所を記入してください。

加入者等本人から見た受取人の続柄を記入してください。

実印(印鑑証明書の印)を押印してください。

印鑑証明書と同じ字体で記入してください。  
例:印鑑証明書…「澤田」  
記入…「澤田」○  
…「沢田」×

代表受取人以外の受取人全員記入および実印を押印してください。訂正がある場合はそれぞれの受取人の実印で訂正印を押印してください。

「(6)④受取人本人が請求できない場合」に該当する時は、代理人が記名・押印してください。

32007 確定拠出年金 代表受取人選任届

記入上の注意

届出年月日(西暦) 20 年 月 日

届出先 三井住友信託銀行株式会社 届出理由

日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社 御中

加入者番号 1 2 3 4 5 6 年金商事DCプラン

企業コード/プランコード 1 2 3 4 5 6 7 8 年金商事株式会社

加入者番号(注1) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 加入者氏名 フリガナ ネンキン タロウ 加入者氏名(漢字) 年金 太郎

受取人 フリガナ ネンキン ハナコ 氏名(漢字) 年金 花子 続柄 加入者等本人(注2) 代理人(注3) 代理人氏名(注3)

受取人住所 フリガナ トウキョウトナミダクマルノウチ 住所(漢字) 東京都千代田区丸の内△-△-△

受取人氏名 フリガナ ネンキン ツキコ 氏名(漢字) 年金 月子 続柄 加入者等本人(注2) 代理人(注3) 代理人氏名(注3)

受取人住所 フリガナ トウキョウトナミダクマルノウチ 住所(漢字) 東京都千代田区丸の内△-△-△

受取人氏名 フリガナ 氏名(漢字) 続柄 加入者等本人(注2) 代理人(注3) 代理人氏名(注3)

受取人住所 フリガナ 住所(漢字)

受取人氏名 フリガナ 氏名(漢字) 続柄 加入者等本人(注2) 代理人(注3) 代理人氏名(注3)

受取人住所 フリガナ 住所(漢字)

32007 確定拠出年金 代表受取人選任届

届出先 三井住友信託銀行株式会社 届出理由

日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社 御中

加入者番号 1 2 3 4 5 6 年金商事DCプラン

企業コード/プランコード 1 2 3 4 5 6 7 8 年金商事株式会社

加入者番号(注1) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 加入者氏名 フリガナ ネンキン タロウ 加入者氏名(漢字) 年金 太郎

受取人 フリガナ ネンキン ハナコ 氏名(漢字) 年金 花子 続柄 加入者等本人(注2) 代理人(注3) 代理人氏名(注3)

受取人住所 フリガナ トウキョウトナミダクマルノウチ 住所(漢字) 東京都千代田区丸の内△-△-△

受取人氏名 フリガナ ネンキン ツキコ 氏名(漢字) 年金 月子 続柄 加入者等本人(注2) 代理人(注3) 代理人氏名(注3)

受取人住所 フリガナ トウキョウトナミダクマルノウチ 住所(漢字) 東京都千代田区丸の内△-△-△

受取人氏名 フリガナ 氏名(漢字) 続柄 加入者等本人(注2) 代理人(注3) 代理人氏名(注3)

受取人住所 フリガナ 住所(漢字)

受取人氏名 フリガナ 氏名(漢字) 続柄 加入者等本人(注2) 代理人(注3) 代理人氏名(注3)

受取人住所 フリガナ 住所(漢字)

32007 確定拠出年金 代表受取人選任届

届出先 三井住友信託銀行株式会社 届出理由

日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社 御中

加入者番号 1 2 3 4 5 6 年金商事DCプラン

企業コード/プランコード 1 2 3 4 5 6 7 8 年金商事株式会社

加入者番号(注1) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 加入者氏名 フリガナ ネンキン タロウ 加入者氏名(漢字) 年金 太郎

受取人 フリガナ ネンキン ハナコ 氏名(漢字) 年金 花子 続柄 加入者等本人(注2) 代理人(注3) 代理人氏名(注3)

受取人住所 フリガナ トウキョウトナミダクマルノウチ 住所(漢字) 東京都千代田区丸の内△-△-△

受取人氏名 フリガナ ネンキン ツキコ 氏名(漢字) 年金 月子 続柄 加入者等本人(注2) 代理人(注3) 代理人氏名(注3)

受取人住所 フリガナ トウキョウトナミダクマルノウチ 住所(漢字) 東京都千代田区丸の内△-△-△

受取人氏名 フリガナ 氏名(漢字) 続柄 加入者等本人(注2) 代理人(注3) 代理人氏名(注3)

受取人住所 フリガナ 住所(漢字)

受取人氏名 フリガナ 氏名(漢字) 続柄 加入者等本人(注2) 代理人(注3) 代理人氏名(注3)

受取人住所 フリガナ 住所(漢字)

32007 確定拠出年金 代表受取人選任届

届出先 三井住友信託銀行株式会社 届出理由

日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社 御中

加入者番号 1 2 3 4 5 6 年金商事DCプラン

企業コード/プランコード 1 2 3 4 5 6 7 8 年金商事株式会社

加入者番号(注1) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 加入者氏名 フリガナ ネンキン タロウ 加入者氏名(漢字) 年金 太郎

受取人 フリガナ ネンキン ハナコ 氏名(漢字) 年金 花子 続柄 加入者等本人(注2) 代理人(注3) 代理人氏名(注3)

受取人住所 フリガナ トウキョウトナミダクマルノウチ 住所(漢字) 東京都千代田区丸の内△-△-△

受取人氏名 フリガナ ネンキン ツキコ 氏名(漢字) 年金 月子 続柄 加入者等本人(注2) 代理人(注3) 代理人氏名(注3)

受取人住所 フリガナ トウキョウトナミダクマルノウチ 住所(漢字) 東京都千代田区丸の内△-△-△

受取人氏名 フリガナ 氏名(漢字) 続柄 加入者等本人(注2) 代理人(注3) 代理人氏名(注3)

受取人住所 フリガナ 住所(漢字)

受取人氏名 フリガナ 氏名(漢字) 続柄 加入者等本人(注2) 代理人(注3) 代理人氏名(注3)

受取人住所 フリガナ 住所(漢字)

32007 確定拠出年金 代表受取人選任届

届出先 三井住友信託銀行株式会社 届出理由

日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社 御中

加入者番号 1 2 3 4 5 6 年金商事DCプラン

企業コード/プランコード 1 2 3 4 5 6 7 8 年金商事株式会社

加入者番号(注1) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 加入者氏名 フリガナ ネンキン タロウ 加入者氏名(漢字) 年金 太郎

受取人 フリガナ ネンキン ハナコ 氏名(漢字) 年金 花子 続柄 加入者等本人(注2) 代理人(注3) 代理人氏名(注3)

受取人住所 フリガナ トウキョウトナミダクマルノウチ 住所(漢字) 東京都千代田区丸の内△-△-△

受取人氏名 フリガナ ネンキン ツキコ 氏名(漢字) 年金 月子 続柄 加入者等本人(注2) 代理人(注3) 代理人氏名(注3)

受取人住所 フリガナ トウキョウトナミダクマルノウチ 住所(漢字) 東京都千代田区丸の内△-△-△

受取人氏名 フリガナ 氏名(漢字) 続柄 加入者等本人(注2) 代理人(注3) 代理人氏名(注3)

受取人住所 フリガナ 住所(漢字)

受取人氏名 フリガナ 氏名(漢字) 続柄 加入者等本人(注2) 代理人(注3) 代理人氏名(注3)

受取人住所 フリガナ 住所(漢字)

※単式帳票(Excel版)のためお手元に控えが必要な場合は、コピー(またはPDF保管等)を取っていただくようお願いいたします。

**(9)書類提出前のチェックポイント**

記載もれ等の不備による手続きの遅れを削減するため、書類の提出前に以下の点について確認してください。

| No. | チェックポイント                                                                                                                                     |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 受取人に応じた提出書類が全て提出されていますか。                                                                                                                     |
| 2   | 提出書類は全て有効期限内のものですか。                                                                                                                          |
| 3   | 「裁定請求書(一時金)(ID 32001)」および「代表受取人選任届(ID 32007)」には実印(「印鑑証明書」の印)が鮮明に押印されていますか。                                                                   |
| 4   | 「裁定請求書(一時金)(ID 32001)」および「代表受取人選任届(ID 32007)」に訂正箇所がある場合、訂正箇所ごとに実印で訂正印が押印されていますか。                                                             |
| 5   | 「裁定請求書(一時金)(ID 32001)」の裁定事由は「死亡一時金」にチェックがされていますか。                                                                                            |
| 6   | 「裁定請求書(一時金)(ID 32001)」に記入もれ箇所はありませんか。<br>※特に以下の点にご注意ください。<br>・「死亡一時金の場合続柄」欄に加入者等から見た受取人の関係が正しく記載されていますか。<br>・積立傷害保険を保有している場合、「質問」欄に記入がありますか。 |
| 7   | 「裁定請求書(一時金)(ID 32001)」に記載された受取人の住所は「印鑑証明書」の住所と一致していますか。                                                                                      |

**(10)請求期限および死亡後5年以内に死亡一時金の請求がなかった場合**

死亡一時金の請求手続きは、できるだけ速やかに行ってください。

死亡による資格喪失の手続き後、一定期間経過しても死亡一時金の請求がされていない場合は、弊社より事業主へ「確定拠出年金 死亡一時金未請求のお知らせ」を送付します。遺族(受取人)に手続き状況を確認し、未請求のまま長期化することのないよう、早期手続きの勧奨をお願いします。(5年経過以前に遺族が請求されない旨の意思表示をした場合は、確認日や確認した遺族の氏名等を記録しておいてください。)

 **死亡による資格喪失の手続きがされていても、死亡一時金の支給がされるまで、資産の運用は加入者等が指定した運用商品・運用割合で継続されています。**

なお、死亡後5年経過しても死亡一時金の裁定請求がなかった場合、死亡一時金を受取ることのできる遺族がいないものとみなして、その個人別管理資産額に相当する金銭は、死亡した者の相続財産とみなされます。

具体的には、5年経過の2ヶ月前までに裁定請求がなかった場合、状況確認のため弊社より事業主へ「確定拠出年金 死亡一時金未請求の状況確認のお願い(5年経過)」を事業主へ送付します。遺族へ請求の意思・状況等を確認のうえ回答をしてください。

死亡後5年経過する日までに裁定請求がなかった場合、資産管理機関では資産を現金化し供託することになり、請求権は確定拠出年金法上の受取人から民法上の相続人に移ります。相続財産となった後に請求する場合の手続きについては、確定拠出年金管理部事務担当者へ相談してください。

 参考

受取人の順位が劣後するに従って、確認事項・提出書類が多くなり、手続きが長期化する傾向にあります。また、同順位の受取人の所在が不明のため、判明するまで請求ができないケースなどもあります。加入者等本人の家族状況によっては、万が一の場合、遺族が円滑に手続きを進めることができるよう、予め加入者等が「加入者諸変更通知書(ID 20041)」を提出して、受取人を指定しておくことも可能です。

**(11) 給付に係る税金**

死亡一時金には、相続税が課税されます。この死亡一時金は退職手当金等に含まれますので、以下の金額が非課税財産(退職金控除)となります。

$$\text{非課税財産(退職金控除)} = 500 \text{ 万円} \times \text{法定相続人数}$$

死亡一時金は源泉徴収を行いません。非課税限度額を超えた場合は、他の相続財産と合わせて遺族が相続税を納税します。なお、死亡日から3年を経過して死亡一時金の支払いが確定した場合は、受取人の「一時所得」となります。

